

# 岐阜県透析医会支部だより

澤田重樹

## はじめに

清流の国、岐阜県の人口は202万4,367人であり、透析患者数は4,693人、うち腹膜透析患者数は110人です。今回、岐阜県透析医会で取り組んでいる事業について紹介させていただきます。

### 1 学校検尿システムへの取り組みについて

2004年より岐阜県方式の学校検尿システムが開始されて12年が経過しました。岐阜県透析医会も副会長はじめ数名の会員が委員として参加し、積極的にシステムの事業に関与しています。解決しなければならない課題も多く認められ、2003年以前の学校検尿システムの問題点とそれに対する対応は以下のとおりです。

まず、学校検尿で異常が発見されても医療機関を受診しない生徒が多数存在していたということをあげることができます。そこで、2次検尿後の判定委員会では「要受診」、「異常なし」に分けるだけでなく、可能性の高い診断名・病態を付したうえで「要医療」、「要観察」、「異常なし」に分け、学校や家庭で受診の必要性を理解できるようにしました。

また、地域間での学校検尿陽性率に差異があり、それは検査機関の精度格差によることが判明しましたので、入札の仕様書に試験紙による判定は機械で行い、2次検尿では沈渣を入れるようにしました。さらに、医療機関を受診しても適切な診断と管理がなされていないことに対して、受診後にも判定委員会を開催し、

医療機関での診断・管理についての検討を行い、生徒に不利益が生じる可能性がある判断される場合には医療機関に対し意見書を送付し、適切な診断と管理を依頼しました。

岐阜県方式の学校検尿システムにおいては、中学校までの公立学校は市町村教育委員会が学校検尿を実施し、地域医師会が教育委員会から依頼を受け、判定委員会を開催しています。2004年の開始時には判定委員会の対象となる生徒が50%弱でしたが、現在では90%弱となっており、岐阜県での大部分の小中学生が定期的に腎疾患の早期診断のための検尿を行っています。また、近年の特徴として検尿にてブドウ糖陽性の肥満者が多く、糖尿病ないしはその予備群が小学生から認められるということもあげることができます。なお、県立高校では県教育委員会の指導のもと高校ごとに検尿の入札を行っています。2004年には県教育委員会から、県医師会への委託事業としてモデル校を対象とした事業として始まりましたが、現在ではすべての県立高校が対象になっています。

### 2 慢性腎臓病への取り組みについて

2002年に慢性腎臓病（chronic kidney disease; CKD）という疾患概念が提唱され、かかりつけ医と腎臓専門医による病診連携の重要性が提唱されるようになりました。しかしながら、その連携は必ずしも十分とは言えないのが現状でした。かかりつけ医にCKDの概念や治療への取り組みを理解していただくとともに、腎臓ならびに透析専門医もCKDに対する一層の

理解を深めることが求められています。岐阜県の成人のうちCKDに該当する方は約20万人と推定され、現在の透析患者数は4,693人で、県民の430人に1人に該当します。

岐阜県のCKDへの取り組みは、岐阜県慢性腎臓病協議会を設立することからスタートしました。世話人会のメンバーは13名で、医師9名、薬剤師、看護師、栄養士、保健師各1名であります。医師全員が透析医療に関与し、日本透析医学会の専門医・指導医であります。また、岐阜県はCKDへの取り組みに力を入れ、2013年には県医師会に依頼し、「CKD診療マニュアル」を作成・普及し、2014年には「CKD手帳」を用いた腎臓専門医とかかりつけ医の病診連携を推進しつつあります。そして、2015年には岐阜大学に県が出資したCKDの寄付講座が開設され、CKDへの取り組みは大きく前進しました。

岐阜県で行われているCKDの事業内容は、

- ① CKDに関する普及啓発
- ② 保健指導従事者の研修などを通じた人材育成
- ③ 地域における医療連携体制の構築
- ④ 保健所による取り組み、すなわち保健・医療の連携体制の構築

であります。このような取り組みの一つとして、CKD寄付講座と慢性腎臓病協議会が共催して開催している市民公開講座があります。年に1回開催し、岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨の県内の医療圏を巡回しています。市民公開講座には透析患者ならびにそのご家族にも参加していただき、積極的な意見交換を行っています。

現在までの活動から以下のような成果があがったのではないかと思います。

- ① 市民に対しての講演会やリーフレットなどの普及啓発教材の作成・配布により、CKDやその予防啓発が広がった。
- ② 保健指導従事者の研修によりCKDの認知度が高まり、県内のすべての市町村において血清クレアチニンの測定が特定健診項目に導入された。
- ③ 下呂市で行われている、生涯をつうじた行政と医療機関が連携した保健指導体制を各市町村や保健所に情報提供され、各地域での取り組みが推進された。
- ④ 「CKD診療マニュアル」、「CKD手帳」を用い

た医療連携が拡大した。

透析導入になった患者は保存期にどのような医療を受けたかにより、予後が大きく左右されます。岐阜県透析医会は、蛋白尿などの検尿異常から透析・移植まで積極的にCKD関連事業に関与して行く方針です。

### 3 大規模災害への取り組みについて

岐阜県では予想される東海・東南海・南海地震などの災害による数多くの負傷者、被災者への保険・医療を提供するため、「岐阜県地震災害等医療救護計画」が策定されています。

なかでも、透析患者は定期的に透析を受けなければ生命に関わり、早急に透析施設や透析液などの診療材料を確保する必要があります。岐阜県では、透析患者を含めた難病患者への支援の方針が、市町村レベル、保健所を中心とした県災害対策支部レベル、県災害対策本部レベルの観点からホームページ上に公表されています。

2011年に発生した東日本大震災では、地震と津波により、透析施設だけでなく、電気・水道・通信・交通などのライフラインも機能不全となり、透析医療に携わるものに多くの課題を提起しました。すなわち、

- ① 透析施設がどのような状況であるかが判明しないこと
  - ② 透析患者をどのようにして透析施設に搬送するか検討しなければならないこと
  - ③ 透析液、薬剤などの透析器材が確保され、使用できるかが確認されないこと
- をあげることができると思います。

岐阜県での災害時の透析患者への対応は、災害対策本部を県庁内に設置して情報を集約するとともに、各医療圏の保健所内に設置された県災害対策支部の要請にもとづき、県内だけで対応できない場合は「日本透析医会災害情報ネットワーク」へ、透析患者の受け入れを要請します。また、透析に必要な水、透析液の確保は、災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定に基づき、県医薬品卸協会、県製薬協会、日本産業・医療ガス協会に要請し、調達することになっています。透析に必要な水、透析液、薬剤を県内で確保できない場合は、他都道府県に応援要請する計画です。

医療圏ごとに設置される県災害対策支部は市町村の

要請にもとづき、災害対策本部に対して透析医療機関への受け入れを要請します。さらに、市町村からの透析に必要な水、透析液、薬剤の確保について要請を受けたときは、災害対策本部に対して調達を要請します。市町村での対応は、まず保健活動により把握した透析が必要な患者に対して、災害対策支部を通じて透析医療機関への受け入れ調整を要請します。さらに透析に必要な水、透析液、薬剤の確保が困難な場合は、災害対策支部に応援を依頼することになっています。

岐阜県透析医会は的確な患者情報、透析施設の状況、

不足している物資を専門的な観点から把握し、市町村・災害対策支部・災害対策本部に情報を提供し、災害医療の中心としての役割を演じるべく決意しています。

#### おわりに

以上、岐阜県での透析医会の活動について報告させていただきました。本会の活動に対してご意見をいただければ幸いです。